

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

一

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 免許(第一条・第九条の三)

第一章の二 指定登録機関(第九条の四・第九条の十四)

第二章 受験資格及び試験(第十条・第二十五条)

第三章 建築士事務所の登録及び建築士事務所登録簿の閲覧(第二十六条・第二十九条)

附則

第一条第一項中、「から第五条まで」を、「及び第五条」に改める。

第四条第一項中、「免許証」の下に、「又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これを「免許証明書」という。)(を)を加え、同条第二項中、「申請者」を、「同項の届出をした者」に改める。

第五条第一項及び第二項中、「免許証を」を、「免許証又は免許証明書を」に改める。

第六条の見出し中、「免許証」を、「免許証等」に改め、同条第一項及び第二項中、「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第九条の見出し中、「免許証」を、「免許証等」に改め、同条中、「免許証」の下に、「又は免許証明書」を加える。

第一章中第九条の二の次に次の一条を加える。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等)

第九条の三 指定登録機関(知事が法第十条の二十第一項の規定により同項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。))を行わせるため指定した者をいう。以下同じ。(が二級建築士等登録事務を行う場合における第一条第一項、第二条、第四条、第五条、第六条第四項及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定登録機関」と、

第二条第一項中、「二級建築士免許証(様式第二号)(又は木造建築士免許証(様式第三号)(以下これを「免許証」という。))とあるのは、「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書(以下これを「免許証明書」という。))と、第四条第一項中、「二級建築士登録事項変更届(様式第四号)

に免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これを「免許証明書」という。))とあるのは、「二級建築士登録事項変更届に二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下これを「免許証明書」という。))と、

第四条第一項中、「二級建築士登録事項変更届(様式第四号)に免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これを「免許証明書」という。))とあるのは、「二級建築士登録事項変更届に二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書(以下これを「免許証明書」という。))と、

第五条第一項中、「二級建築士登録事項変更届(様式第五号)」とあるのは、「二級建築士免許証明書」と、

第五条第一項中、「二級建築士免許証再交付申請書(様式第五号)」とあるのは、「二級建築士免許証明書再交付申請書」と、

同条第二項中、「免許証の再交付」とあるのは、「免許証明書の再交付」と、

第六条第四項中、「免許証」とあるのは、「免許証明書」と、

第七条第一項中、「免許を取り消した場合又は前条第三項の規定による届出があつた場合」とあるのは、「知事が免許を取り消した場合又は第九条の十二第一号の規定により第六条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合には、指定登録機関は、法第十条の二十一第一項において読み替えて適用される法第六条第一項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所を設けなければならない。

指定登録機関は、前項の規定により名簿閲覧所を設けたときは、当該名簿閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該名簿閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

第一章の二 指定登録機関

(指定の申請)

第九条の四 法第十条の二十第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 二級建築士等登録事務をおこなうとする事務所の名称及び所在地
- 三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- 六 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類
- 七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又は口の規定に関する役員名簿
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第九条の五 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員の変更及び解任の認可の申請)

第九条の六 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名簿

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又は口の規定に関する役員名簿を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第九条の七 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第九条の八 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録状況の報告)

第九条の九 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における建築士の登録、登録事項の変更の届出並びに登録の抹消の件数
- 二 当該四半期の末日における建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。

(不正登録者の報告)

第九条の十 指定登録機関は、建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該建築士に係る登録事項
- 二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第九条の十一 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第九条の十二 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 法第五条の二若しくは法第八条の二又は第六条第三項の規定による届出 当該届出に係る事項
- 二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号。以下「省令」という。)(第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書等の送付 省令第四十条第二項第二号イ又は第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第二十三条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項 (免許の取消し等の処分の通知)

第九条の十三 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分内容及び処分を行った年月日

(公示)

第九条の十四 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項の規定による公示は、告示すること

とによつて行う。

第三章第二十八条の次に次の一条を加える。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第二十九条 指定事務所登録機関(知事が法第二十六条の三第一項の規定により同項に規定する事務所登録等事務「以下「事務所登録等事務」という。)を行わせるため指定した者をいう。以下同じ。)が事務所登録等事務を行う場合における前条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「法第二十一条の九の規定による建築士事務所登録簿等(以下「登録簿等」という。)」とあるのは、「法第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の九の規定による設計等の業務に関する報告書等」とする。

2 前条第二項の規定は、指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合には、適用しない。 様式第一号中

- (注)1 氏名の記載を田舎で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 のある欄は該当する の中にし印をつけてください。
- 3 数字は算用数字を用いてください。
- 4 欄は記入しないでください。
- 5 外国の建築士免許を受けた方は「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。



- (注)1 氏名の記載を田舎で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 のある欄は該当する の中にし印をつけてください。
- 3 数字は算用数字を用いてください。
- 4 欄は記入しないでください。
- 5 外国の建築士免許を受けた方は「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

「宮城県知事 殿」を「宮城県知事 殿」に改め。

附 則

この規則中第一条第一項及び第四条第二項の改正規定は公布の日から、第一章の次に一章を加える改正規定は平成二十三年四月一日から、その他の改正規定は同年十月一日から施行する。